

～日本消化器内視鏡技師更新を迎える方へ～

2021年 7月26日

2022年2月更新者の申請締め切りを最長で1年延長いたします

平素より日本消化器内視鏡技師会の運営にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、COVID-19やその変異株の感染拡大による影響で学会や研究会・講習会が十分に開催できておらず、また開催しても参加人数を制限して実施している状況です。

内視鏡技師認定更新には各種証明書やポイントが必要となりますが、2022年2月更新者におかれましては研究会等への出席が困難な状況で、更新に必要な出席証明書が揃わない方もいらっしゃるのではと思われます。

当会は日本内視鏡学会と協議し、更新者に不利益が生じないよう配慮していく方針で更新に必要なポイントを未取得な方に対して、更新申請期間を一年延長（猶予）することといたしました。（会員番号の2桁目が[2],[7]の方に限ります）

ご自身の不足している証明書やポイントを把握していただき、不足の場合は、該当する学会・研究会・講習会等の開催予定状況をご確認いただくようお願い申し上げます（各支部の開催予定状況は随時取りまとめており、随時技師会ホームページに掲載いたします）

1. 更新延長の特例として、更新ポイントの有効期間は（学会・研究会、機器取り扱い講習会出席日時など）本来の2017年度からのものが有効となりますので、延長の場合でも既用意されている2017年度のものも失効となりません。
2. 2022年2月更新者で既に必要なポイントを取得され更新申請が可能な方は、技師会報9月発行67号に掲載される通り、更新申請手続きを行ってください。  
2月締め切りの後、4月以降に順次「会員証」を発行いたします。
3. 更新延長をされた場合でも、次回の更新時期は2027年2月締め切りで変更ありません。  
（更新を延長された場合の有効期間は4年間となります。）
4. 更新延長を申請する場合、2021年9月発行の日本消化器内視鏡技師会会報巻末の更新延長申請書に記載し、内視鏡技師会事務局宛に文書でお送りください（2022年更新者に限りません）。申請書により更新延長の手続きをとりますので、提出がない場合は更新放棄とさせていただきますのでご注意ください。
5. 延長申請書類の受理確認を必要とされる方は、官製はがきに返信先の住所、氏名を記載して同封してください

※本延長措置は2022年度更新者に対してのものであり、2023年度更新者（会員番号2桁目が[3],[8]の方は本来の2023年2月が締め切りです。

今後、更新に関する情報は技師会ホームページに掲載してまいりますので、適時ご確認ください。

一般社団法人日本消化器内視鏡技師会

一般社団法人日本消化器内視鏡技師会 宛

下記の通り、内視鏡技師更新延長を申請します。

提出年月日 202 年 月 日

2022 年度更新対象 内視鏡技師更新延長申請書	
会員番号	
氏 名	
更新延長申請理由	
現在不足している学会・ 研究会・講習会点数	学会・研究会： 点 機器講習会： 点
更新申請予定時期 (2023年2月まで延長可)	202 年 月
備 考	

前回更新以降に自宅住所または勤務先が変わった方は下に記載してください。

自 宅 住 所	〒
勤 務 先 名 所 在 地	